

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年9月19日

鹿児島県知事 塩田康一

小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手練第2種漁業（貝曳網 自家用餌曳網漁業）	南さつま市野間岬以西の線以北の鹿児島県海域。ただし、八代海は除く。	1月1日から12月31日まで	15トン未満	定めなし	2隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年11月1日～令和9年10月31日

申請すべき期間 令和6年9月19日（木）から同年10月18日（金）まで